

報告第 30 号

熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第6項の規定により、令和6年度の
熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書について、別冊のとおり
熊本県監査委員の意見を付けて提出する。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬